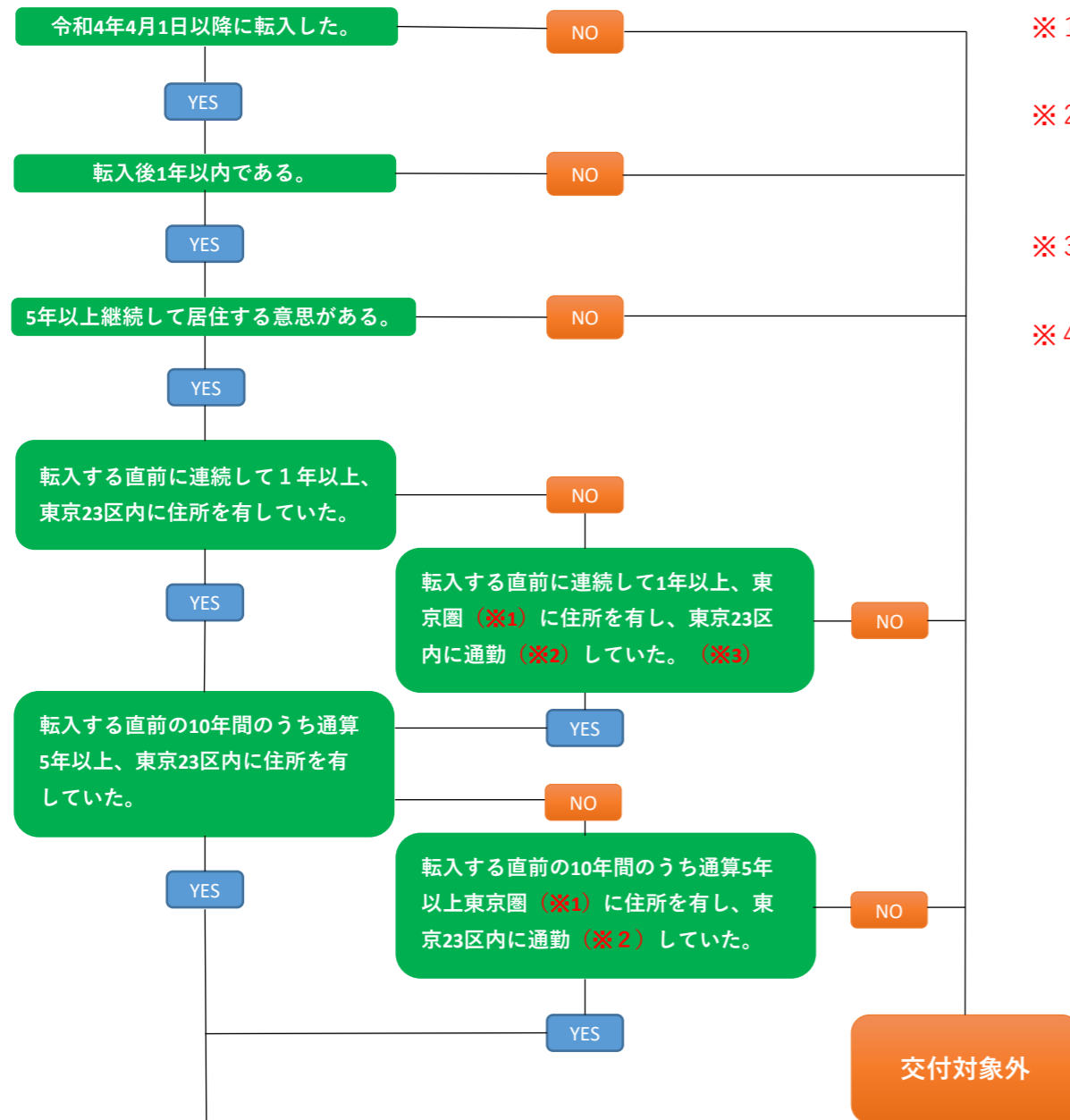


# 上峰町地方創生移住支援金フローチャート



- ※1 東京圏とは東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた市町村をいう。
- ※2 東京23区内に通勤していた期間については、東京圏に住所を有しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内に通勤していた者に限り、当該通学の期間を通算することができる。
- ※3 東京圏に住所を有し転入した日の3月前の日から転入した日の前日までのいずれかの日において連続して1年以上、東京23区内に通勤していた場合に限る。
- ※4 関係人口は次に掲げる①～⑤のいずれかに該当する者とする。
  - ① 3親等以内の親族が上峰町に住所を有していること。
  - ② 上峰町内において新規に就労を行うこと。
  - ③ 上峰町内で起業していること。
  - ④ 上峰町へのふるさと応援寄附を複数年度にわたり2回以上行っていること。
  - ⑤ 上峰町内で新規に就農し50アール以上の農地を所有又は利用する予定である。

